

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 112 号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年岩手県規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（動物取扱業の登録の申請）</u></p> <p>第 3 条 条例第 14 条第 1 項に規定する申請書は、<u>動物取扱業登録申請書（様式第 2 号）によるものとする。</u></p> <p>2 条例第 14 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）<u>動物取扱業の具体的な内容</u></p> <p>（2）<u>営業の開始予定年月日</u></p> <p>3 条例第 14 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）<u>動物の飼養（保管を含む。第 11 条第 2 号を除き、以下同じ。）をする設備、給水設備、洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置が分かる飼養施設の平面図</u></p> <p>（2）<u>飼養施設の正面図及び側面図並びに付近の見取図</u></p> <p>（3）<u>動物取扱責任者が条例第 26 条第 3 項に規定する者に該当する者であることを証する書類の写し</u></p> <p>（4）<u>危険動物を取り扱う場合にあつては、条例第 30 条の規定による許可を受けたことを証する書類の写し</u></p> <p>（5）<u>申請者が法人の場合にあつては、登記事項証明書（動物取扱業登録証）</u></p>	
<p>第 4 条 条例第 15 条第 2 項及び第 20 条の動物取扱業登録証は、<u>様式第 3 号によるものとする。</u></p> <p><u>（動物取扱業の登録の変更等）</u></p>	
<p>第 5 条 条例第 17 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）<u>主として取り扱う動物の数の変更であつて、当該変更に係る数が 10 未満であるもの又は変更前の数の 30 パーセント未満であるもの</u></p> <p>（2）<u>動物の飼養をする設備の配置等の変更であつて、当該変更に係る部分の床面積が当該設備を備える施設の延べ床面積の 30 パーセント未満であるもの</u></p> <p>（3）<u>飼養施設の規模の変更であつて、変更前の延べ床面積の 30 パーセント未満の面積の変更であるもの</u></p>	

<p>2 条例第 17 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 登録事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>(4) 変更の予定年月日</p> <p>(5) 変更の理由</p>
<p>3 条例第 17 条第 2 項に規定する申請書は、動物取扱業登録事項変更申請書（様式第 4 号）によるものとする。</p>
<p>4 条例第 17 条第 3 項の規則で定める書類は、第 3 条第 3 項各号に掲げる書類のうち変更をしようとする事項に係るものとする。</p> <p>（登録事項の変更届）</p>
<p>第 6 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、動物取扱業登録事項変更届（様式第 5 号）によらなければならない。</p> <p>（地位の承継届）</p>
<p>第 7 条 条例第 21 条第 2 項の規定による届出は、地位の承継届（相続、合併）（様式第 6 号）によらなければならない。</p>
<p>2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1) 承継の原因が相続である場合にあつては、戸籍謄本</p> <p>(2) 承継の原因が相続である場合であつて、相続人が 2 人以上あるときは、届出者以外の相続人全員の同意書</p> <p>(3) 承継の原因が合併である場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p> <p>（飼養施設の使用の廃止の届出）</p>
<p>第 8 条 条例第 22 条の規定による届出は、飼養施設の使用廃止届（様式第 7 号）によらなければならない。</p> <p>（動物取扱業登録証の再交付の申請）</p>
<p>第 9 条 条例第 23 条の規定による再交付の申請は、動物取扱業登録証再交付申請書（様式第 8 号）によらなければならない。</p> <p>（動物取扱責任者の設置）</p>
<p>第 10 条 条例第 26 条第 3 項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 獣医師</p> <p>(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学において獣医学、畜産学その他動物の適正な飼養に関し必要な課程を修めて卒業した者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>(3) 前号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者</p>

(飼養の許可)

第 11 条 条例第 30 条第 5 号の規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 社団法人日本動物園水族館協会の会員の施設において危険動物の飼養をする場合

(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号) 第 5 条第 1 項の規定による飼養等の許可を受けた場合

(許可の申請)

第 12 条 条例第 31 条第 1 項に規定する申請書は、危険動物飼養許可申請書(様式第 9 号)によるものとする。

2 条例第 31 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 飼養をしようとする危険動物の性別及び年齢

(2) 飼養の開始予定年月日

(3) 飼養の作業に従事する者の生年月日

(4) 捕獲用器材の種類及び数

(5) 逸走した場合及び緊急事態の発生により避難する場合の措置の内容

3 条例第 31 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 動物の飼養をする設備、給水設備、洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置が分かる飼養施設の平面図

(2) 飼養施設の正面図及び側面図並びに付近の見取図

(3) 申請者(申請者が法人である場合には、その業務を行う役員を含む。)及び危険動物の飼養の作業に従事する者が条例第 32 条第 1 項第 2 号アからウまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

(4) 申請者が法人の場合にあつては、登記事項証明書
(許可の基準)

第 13 条 条例第 32 条第 1 項第 1 号に規定する基準は、別表のとおりとする。

(変更の許可)

第 14 条 条例第 33 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 危険動物が出産した場合における当該危険動物の数の増加(出産した日から 3 月以内の期間に係るものに限る。)

(2) 飼養施設の構造又は規模の変更であつて、その同一性を失わない程度のもの

2 条例第 33 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 危険動物の数を増加する場合 当該増加に係る飼養をしようとする危険動物の性別及び年齢並びに飼養の開始予定年月日

(2) 飼養施設の構造及び規模を変更する場合 当該飼養施設での飼養の開始年月日

3 条例第 33 条第 2 項に規定する申請書は、危険動物飼養変更許可申請書（様式第 10 号）によるものとする。

(変更の届出等)

第 15 条 条例第 34 条第 1 項の規定による届出は、危険動物飼養等届出事項変更届（様式第 11 号）によるものとする。

2 条例第 34 条第 2 項の規定による届出は、危険動物飼養等廃止（休止、再開）届（様式第 12 号）によるものとする。

(飼養施設内飼養)

第 16 条 条例第 35 条の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 展覧会、競技会、サーカス等において展示し、又は競技させ、曲技させる等のために飼養施設の外に出す場合

(2) 他の飼養施設に移動させる場合

(3) その他知事が認めた場合

(標識)

第 17 条 条例第 37 条の規定による標識は、様式第 13 号によらなければならない。

(飼養の届出)

第 18 条 条例第 40 条前段の規定による届出は、危険動物飼養届（様式第 14 号）に第 12 条第 3 項各号に掲げる書類に準じて作成した書類を添えて行わなければならない。

2 条例第 40 条後段の規定による届出は、届け出た事項に変更があった日から 30 日以内に、危険動物飼養等届出事項変更届（様式第 15 号）に変更に係る内容を証する書類であって知事が別に定めるものを添えて行わなければならない。

(事故発生時の措置)

第 19 条 条例第 42 条の規定による届出は、危険動物事故発生届（様式第 16 号）によるものとする。

(公示の方法)

第 20 条 条例第 43 条第 6 項の規定による公示は、犬を捕獲した場所を所管する保健所の掲示場に掲示して行うものとする。

(抑留された飼い犬の引取りの申請)

第 21 条 条例第 43 条第 7 項ただし書の規定による申請は、抑留

(事故発生時の措置)

第 3 条 条例第 13 条の規定による届出は、特定動物事故発生届（様式第 2 号）によるものとする。

(公示の方法)

第 4 条 条例第 14 条第 6 項の規定による公示は、犬を捕獲した場所を所管する保健所の掲示場に掲示して行うものとする。

(抑留された飼い犬の引取りの申請)

第 5 条 条例第 14 条第 7 項ただし書の規定による申請は、抑留犬

<p>犬引取申請書（様式第 17 号）により、所管保健所長に行わなければならない。</p> <p>（薬殺の方法）</p>	<p>引取申請書（様式第 3 号）により、所管保健所長に行わなければならない。</p> <p>（薬殺の方法）</p>
<p>第 22 条 条例第 44 条第 1 項の規定に基づく薬殺は、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間において時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に薬物入りのえさ（以下「えさ」という。）を置くことにより行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 えさを置く場合は、えさごとに、それが薬物入りである旨を表示した様式第 18 号による紙片を添えておかなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>（薬殺の周知の方法）</p>	<p>第 6 条 条例第 15 条第 1 項の規定に基づく薬殺は、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間において時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に薬物入りのえさ（以下「えさ」という。）を置くことにより行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 えさを置く場合は、えさごとに、それが薬物入りである旨を表示した様式第 4 号による紙片を添えておかなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>（薬殺の周知の方法）</p>
<p>第 23 条 条例第 44 条第 2 項の規定による周知の方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 薬殺を行う区域及びその近くの区域に居住する狂犬病予防法第 4 条の規定による登録をした犬の所有者に対して、犬の薬殺実施通知書（様式第 19 号）による文書で通知すること。</p> <p>（2） 薬殺を行う区域内及びその近くの区域で公衆の見やすい場所に様式第 20 号により掲示すること。</p> <p>（3） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（事故発生時の届出等）</p>	<p>第 7 条 条例第 15 条第 2 項の規定による周知の方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 薬殺を行う区域及びその近くの区域に居住する狂犬病予防法第 4 条の規定による登録をした犬の所有者に対して、犬の薬殺実施通知書（様式第 5 号）による文書で通知すること。</p> <p>（2） 薬殺を行う区域内及びその近くの区域で公衆の見やすい場所に様式第 6 号により掲示すること。</p> <p>（3） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（事故発生時の届出等）</p>
<p>第 24 条 条例第 46 条の規定による届出等は、飼い犬危害届（この傷事故通報）（様式第 21 号）によらなければならない。</p> <p>（報告等）</p>	<p>第 8 条 条例第 17 条の規定による届出等は、飼い犬危害届（この傷事故通報）（様式第 7 号）によらなければならない。</p> <p>（報告等）</p>
<p>第 25 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定による通知を受けた保健所長は、第 23 条の規定による周知を行わなければならない。</p>	<p>第 9 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定による通知を受けた保健所長は、第 7 条の規定による周知を行わなければならない。</p>
<p>第 26 条 [略]</p> <p>（費用負担の額）</p>	<p>第 10 条 [略]</p> <p>（費用負担の額）</p>
<p>第 27 条 条例第 54 条第 3 項に規定する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 [略]</p> <p>（届出の様式）</p>	<p>第 11 条 条例第 25 条に規定する費用の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 [略]</p>

<p>2 条例附則第 5 項の規定による届出は、動物取扱責任者設置届 (様式第 22 号) によらなければならない。</p>	
<p>3 条例附則第 14 項の規定による届出は、危険動物飼養届 (様式第 23 号) によらなければならない。 (犬による危害防止等条例施行規則の廃止)</p>	<p>(犬による危害防止等条例施行規則の廃止)</p>
<p>4 [略] (犬による危害防止等条例施行規則の廃止に伴う経過措置)</p>	<p>2 [略] (犬による危害防止等条例施行規則の廃止に伴う経過措置)</p>
<p>5 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>6 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>別表 (第 13 条関係)</p>	
<p>1 飼養施設は、販売又は展示の目的で危険動物の飼養をする場合に用いるものを除き、住居の出入口、人の多数集合する場所及び道路に面する場所に設置されていないこと。</p>	
<p>2 飼養施設は、危険動物の種類及び数に応じた広さを有すること。</p>	
<p>3 飼養施設は、販売、展示等の目的で危険動物を輸送する場合に用いるものを除き、地面、床等に固定されていること。ただし、屋外から隔離することができ室内に常置する場合にあっては、この限りでない。</p>	
<p>4 飼養施設は、危険動物の種類、習性、運動能力、数等に応じた堅固な構造及び十分な強度を有するものであり、かつ、逸走を防止できる構造であること。</p>	
<p>5 擁壁、堀、柵その他これに類する構造の飼養施設にあっては、当該飼養施設等の近くに危険動物の逸走を容易にする樹木を植え、及び工作物等を設置しないこと。</p>	
<p>6 飼養施設の構造に応じて、当該飼養施設の外部から危険動物を監視できるような構造とし、又は監視カメラ等の設備を設けること。</p>	
<p>7 飼養施設は、危険動物と同じ室内に同時に入ることなく給餌及び給水を行い、並びに汚物等を処理することができる構造その他人の生命又は身体に危険を伴うことなく危険動物の飼養の作業ができる構造であること。</p>	
<p>8 飼養施設の外部から当該飼養施設内の危険動物に触れることができない構造とし、又は人止め柵等の設備を設けること。</p>	
<p>9 危険動物が飼養施設からその体の一部を出して人の生命又は身体に対し害を与えることを防止できる構造であること。</p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第 2 号から様式第 15 号までを削る。

改正前	改正後
<p>様式第 16 号 (第 19 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地方振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">危険動物事故発生届</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例第 42 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">特定動物事故発生届</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例第 13 条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 17 号 (第 21 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">抑留犬引取申請書</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例第 43 条第 7 項ただし書の規定により、抑留された飼い犬を引き取りたいので、申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 3 号 (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">抑留犬引取申請書</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例第 14 条第 7 項ただし書の規定により、抑留された飼い犬を引き取りたいので、申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 18 号 (第 22 条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 4 号 (第 6 条関係)</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 19 号 (第 23 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">犬の薬殺実施通知書</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例第 44 条第 1 項の規定により、次のとおり犬の薬殺を行いますから通知します。なお、薬殺対象となる犬は、係留されていない犬ですからご注意ください。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第 5 号 (第 7 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">犬の薬殺実施通知書</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり犬の薬殺を行いますから通知します。なお、薬殺対象となる犬は、係留されていない犬ですからご注意ください。</p> <p>[略]</p>
<p>様式第 20 号 (第 23 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small; margin-right: 10px;">5センチメートル</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> </div> <p style="text-align: center;">犬の薬殺実施のお知らせ</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例第 44 条第 1 項の規定により、次のとおり犬の薬殺を行います。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(係留されていない犬の薬殺)</p> <p style="text-align: center;">第 44 条 [略]</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small; margin-right: 10px;">60センチメートル</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">80センチメートル</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> </div> </div> <p>[略]</p>	<p>様式第 6 号 (第 7 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small; margin-right: 10px;">5センチメートル</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> </div> <p style="text-align: center;">犬の薬殺実施のお知らせ</p> <p>動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり犬の薬殺を行います。</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(係留されていない犬の薬殺)</p> <p style="text-align: center;">第 15 条 [略]</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">60センチメートル</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); font-size: small;">80センチメートル</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> </div> </div> <p>[略]</p>
<p>様式第 21 号 (第 24 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">飼い犬危害届 (こう傷事故通報)</p> <p>私の所有 (占有、管理) する飼い犬が人に危害を加えましたので、動物の愛護及び管理に関する条例第 46 条第 1 項の規定によ</p>	<p>様式第 7 号 (第 8 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">飼い犬危害届 (こう傷事故通報)</p> <p>私の所有 (占有、管理) する飼い犬が人に危害を加えましたので、動物の愛護及び管理に関する条例第 17 条第 1 項の規定によ</p>

り、次のとおり届け出ます。

(犬によるこう傷の被害を受けましたので、動物の愛護及び管理に関する条例第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり通報します。)

[略]

り、次のとおり届け出ます。

(犬によるこう傷の被害を受けましたので、動物の愛護及び管理に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり通報します。)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 22 号及び様式第 23 号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。